

タイ向け輸出に係る選果こん包施設認証実施要領

第1条 目的

本要領は、タイ王国保健省告示（2017年386号）「特定生鮮野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」（以下、「告示」という。）に基づき、秋田県（以下、「県」という。）が認証を行うにあたり必要な事項を定める。

第2条 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 検査対象施設

告示の附属文書1に掲げる農産物をタイ向けに輸出する際の県内の選果こん包施設であって、「農林水産省消費・安全局長が定めるタイ向け生果実輸出検疫実施要領」に基づく登録選果こん包施設もしくは登録申請中の選果こん包施設（以下、「施設」という。）を対象とし、一施設ごとに認証を行う。

(2) 認証

告示が定める認証基準を満たしている施設として、県が認め証明することをいう。

(3) 認証取得者

前項の規定により認証を取得した施設の責任者をいう。

(4) 認証基準

告示の附属文書2において定める基準をいう。

(5) 検査

認証基準を満たすか否かを判断するため、認証の申請があった施設において、県が検査を行うことをいう。

第3条 認証の申請

(1) 申請者の要件

認証を申請することができる者は、第2条第1項に掲げる検査対象施設の責任者とする。

(2) 申請方法及び申請先

申請者は、認証申請書（別記様式第1号）に必要書類を添付し、県農業経済課販売戦略室長（以下、「販売戦略室長」という。）あて提出する。

(3) 検査及び認証に係る費用

現地検査及び認証に要する経費は、無料とする。

第4条 検査の実施

(1) 検査員

検査は、県農林水産部園芸振興課の職員が行う。

(2) 検査方法及び検査内容

検査員は、対象施設について、告示の附属文書3において定めるチェックリスト及び採点基準等に基づき、施設の目視による確認、マニュアル等の確認、申請者へのヒアリング等により検査を行う。

(3) 再検査の実施

検査の結果、認証基準を満たしていないことが確認された場合には、県と申請者で協議の上、再検査を実施することができる。なお、初回の検査時に「良い／普通」と判断された項目については、検査を省略できるものとする。

(4) 検査結果の開示

販売戦略室長は、申請者から求めがあった場合には、検査結果を申請者あて開示するものとする。

第5条 認証の通知及び証明書の有効期間

(1) 認証の通知

販売戦略室長は、当該施設が認証基準を満たしていることが確認された場合には、認証通知書（別記様式第2号）に、証明書（別記様式第3号）を添付の上（以下、「認証通知書等」という。）、申請者に通知する。証明書は、正本を2部作成し、1部を申請者に通知、1部を販売戦略室で保管する。

(2) 証明書の有効期間

証明書の有効期間は3年間とし、発行日から起算して3年を経過する日までを有効期限とする。

第6条 証明書の原本証明

(1) 原本証明の申請

認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出入業者等に提供する目的で証明書の写しを求める場合には、原本証明交付申請書（別記様式第4号）を販売戦略室長あて申請する。

(2) 原本証明の交付

販売戦略室長は、原本証明交付申請書を確認の上、適当と認められた場合、原本と写しが相違ない旨を証明し、原本証明交付書（様式第5号）により申請者に交付する。

ただし、第9条第2項に基づく認証の取消がなされた認証に係る証明書の原本証明は行わない。

(3) 証明に係る費用

証明に要する費用は、無料とする。

第7条 証明書の目的外使用の禁止

認証取得者は、タイ向けの輸出時に輸出入業者等に対しその写しを提供する目的以外に、証明書及びその写しを使用してはならない。

第8条 証明書記載事項の変更

(1) 証明書記載事項の変更申請

認証取得者は、証明書の有効期間内において、認証内容に変更が生じた場合には、証明書記載事項変更申請書（別記様式第6号）により、販売戦略室長あて遅滞なく申請する。

(2) 証明書の再発行等

証明書記載事項変更申請書を受理した際には、必要に応じて再検査を実施の上、証明書を再発行することができる。

なお、再発行された証明書の有効期間は当初発行の証明書の有効期間と同一とし、証明書の再発行があった際には、認証取得者は、当初発行の証明書の原本を、販売戦略室長あて遅滞なく返却する。

第9条 再受検及び認証の取消

(1) 再受検

販売戦略室長は、必要と認められる場合には、認証者に対して再度の受検を求めることができる。その際の検査については、第4条に基づいて実施する。

(2) 認証の取消

販売戦略室長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当該認証を取り消し、認証取消通知書（別記様式第7号）により施設の責任者あて通知する。

- ① 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合
- ② 認証取得者の取組が認証基準を満たしていないなど、不適切な事実が疑われ、かつ県による再受検の求めに応じない場合
- ③ 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- ④ 認証取得者が証明書を不正に使用した場合
- ④ その他、認証取得者が、本県産農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

なお、認証を取り消された認証取得者は、証明書の原本を、販売戦略室長あて遅滞なく返

却する。

第10条 認証の更新

認証取得者は、認証の有効期間が残り3か月未満となった日以降に、更新の申請を行うことができる。その申請及び検査等については、第3条及び第4条に基づいて改めて行うものとする。

第11条 申請書類等の保存及び保存期間

(1) 申請書類等の保存

販売戦略室長は、認証に際し、申請書類（添付書類及び証明書記載事項変更申請書を含む。）の原本、認証通知書等（認証取消通知書を含む。）の写し、及び検査結果を保存するとともに、次の各項目を記載した一覧表（別記様式第8号）を作成、保存する。

- ①申請書類の受付年月日
- ②施設の名称、所在地及び連絡先
- ③施設の責任者氏名、住所及び連絡先
- ④証明書に記載された品目
- ⑤証明書に記載の認証施設番号
- ⑥検査年月日（再検査を実施した場合には再検査年月日も含む。）
- ⑦検査者の所属及び職氏名
- ⑧検査結果点数
- ⑨証明書の発行年月日
- ⑩証明書の有効年月日
- ⑪その他特記事項

(2) 保存期間

販売戦略室長は、前号に規定する書類について県の規定に従い5年間保存する。

第12条 秘密保持義務等

本要領に基づく認証業務に従事した者は、業務に関して知り得た秘密を、第三者に漏えいし、又は自己の利益のためにこれを利用してはならない。

第13条 苦情等への対応

(1) 体制の整備

認証取得者は、本要領に基づく認証を取得した施設から出荷したタイ向け農産物に対する苦情や問い合わせ、事故等（以下、「苦情等」という。）の処理について、適切な対応が可能な体制を整備する。

(2) 認証取得者の責務

認証取得者は、出荷したタイ向け農産物に関する苦情等について責務を負う。なお、事故が発生した場合は、出荷品目の回収等を輸出入業者等と協力しながら最優先に行い、事故が広がることのないよう迅速に対処するとともに、原因を究明し再発を防止する。

第14条 その他

本要領に定めるもののほか、認証の実施に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

本要領は、令和元年9月10日から施行する。